

三鷹市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第54条及び第55条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する体制を構築するため、不動産事業者の登録事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力不動産店 住宅確保要配慮者の三鷹市内の民間賃貸住宅への円滑な入居について市が設置する居住相談窓口（以下「相談窓口」という。）と連携して適切な支援を行う、三鷹市又は三鷹市に隣接する市若しくは区に所在する不動産事業者をいう。
- (2) 不動産関係団体 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会をいう。

(協力不動産店の登録等)

第3条 協力不動産店の登録を希望する不動産事業者は、店舗ごとに、協力不動産店登録申込書（様式第1号）に市長が必要と認める資料を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、当該申込者が不動産関係団体に所属していること等を確認し、登録を承認したときは、協力不動産店登録承認通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により登録の申込みをした不動産事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、登録を承認しない。この場合において、市長は、協力不動産店登録不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。
 - (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の免許を取得していない者
 - (2) 宅地建物取引業法に基づく免許取消処分を受けている者
 - (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っている者
 - (4) 第6条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - (5) 三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）に規定する暴力団（暴力団員及び暴力団関係者を含む。）でないこと。
 - (6) その他市長が適当でないと認める者

- 4 市長は、第2項に規定する登録の承認を行ったときは、協力不動産店登録簿（様式第4号。以下「登録簿」という。）により登録するものとする。
- 5 市長は、第2項の規定により登録された協力不動産店（以下「登録協力店」という。）と調整し、登録協力店の商号又は名称、主たる事務所、電話番号、ファクシミリ番号その他必要な事項を市のホームページに掲載することができる。
- 6 市長は、相談窓口及びその他業務において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために必要な範囲で、登録簿の情報を住宅確保要配慮者等と共有することができる。

（登録の変更等）

第4条 登録協力店は、登録の内容に変更が生じたときは、協力不動産店登録変更届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 登録協力店は、登録を廃止したいときは、協力不動産店登録廃止届出書（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録協力店の業務）

第5条 登録協力店は、住宅確保要配慮者が入居を希望する物件の条件等について相談窓口からファクシミリ、電子メール等により照会を受け、当該条件等に合う物件を紹介することができる場合は、相談窓口と連携して当該物件を当該住宅確保要配慮者に紹介するものとする。

- 2 登録協力店は、住宅確保要配慮者であることを理由に物件の紹介を拒否し、又は入居等の条件を不当なものとしてはならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、登録協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録協力店が第3条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 登録協力店が前条第2項の規定に従わないとき。
- (3) 登録協力店の登録の内容に虚偽の事実があったとき。
- (4) 登録協力店が廃業したとき。

（秘密の保持）

第7条 登録協力店は、第5条に定める業務の実施において知り得た秘密の情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。登録を廃止し、又は取り消された後も同様とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。